

周辺財産（移転補償跡地）の個人・民間に対する有償使用許可のご案内

近畿中部防衛局では、小松飛行場周辺における周辺財産（移転補償跡地）において、土地の有効活用を図る観点から、取得した土地の行政目的を妨げない限度において、地方公共団体等への公共的な目的による使用許可のほか、新たに個人、企業等に対しても、一定の条件の下、有償での使用許可を行っています。

○ 使用許可の前提条件

- ・ 居住の目的では利用できません。
- ・ 原状回復が容易な利用に限ります。（プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能です。）
- ・ 利用の方法としては、駐車場、車両置き場、物置等の設置、資材置き場などが考えられます。
- ・ 利用の申し出があった場合は、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- ・ 使用許可期間は、原則として最長5年です。

（国側において当該土地の利用需要が発生しない場合、1回に限り使用許可の更新が可能。

以降、引き続き要望がある場合は、期間満了時に再度、公募を行います。）

- ### ○ 詳しくは、【小松飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ】を参照願います。

※（参考）小松飛行場周辺の周辺財産の概略図

